

福祉医療制度関係用語集

○医療保険制度

国民の医療等を受ける権利を保障するために保険の方式を採用した法律により定められた制度。民間企業等の雇用者が加入する健康保険、自営業者等が加入する国民健康保険、公務員が加入する共済組合等など、それぞれ保険集団は異なる。

○公費負担医療制度

特定の対象者や疾病などに着目し、法令等により医療費のうち一定の部分を国、県、市町村などの公費により賄うこととされているものをいう。各制度ごとに、一部負担の有無、公費負担割合などに違いがある。老人保健制度における医療も公費負担医療制度の1つである。

○老人保健（医療）制度

70歳以上（一定の障害者は65歳以上）の者を対象として、医療保険制度の種類に関わらず低額の負担で医療等が受けられるよう、市町村が事業主体となり医療等の給付を行う公費負担医療制度の一つ。医療等の給付に要する費用のうち、本人負担分を除いた部分の7割は医療保険制度の各保険者から徴収する拠出金により賄われ、残りの3割は国、都道府県、市町村が負担する。

○福祉医療制度

市町村が、乳幼児、障害者、母子家庭、父子家庭、老人など、医療費の助成が必要と認めた者に対して、医療費のうち本人が負担する部分に対して助成を行う制度。この場合の医療費とは、医療保険（老人保健を含む。）の給付対象となる医療等に要する費用をさし、医療保険の給付対象外の医療等を受けた場合の費用については助成対象とならない。また、本人が負担する部分のうち、後日保険者から給付される部分（高額療養費、附加給付など）がある場合は、その部分を除いたものが助成対象となる。

○受給者

福祉医療制度の対象者として市町村長が認定し、医療費の本人負担分について助成が受けられる資格を有する者のこと。

○医療費一部負担金

医療保険制度（老人保健制度を含む。）において、医療保険が適用される医療を患者が受けた場合の医療費のうち、本人が負担することとされている法定の割合（国保3割、社保本人2割など。老人保健では一部定額もあり。）により算出された金額。

○入院時食事療養費標準負担額

入院した場合の医療保険が適用される食事提供に要する費用のうち、本人の負担として定められた1日当たりの定額をいう。低所得者に対しては一定の減額制度がある。

○高額療養（医療）費

医療費一部負担金は定率により算出されるため、医療費総額が大きくなるほどその額は大きくなる。この負担を緩和するため、医療保険制度においては、被保険者が負担した医療費一部負担金が1月単位で一定額以上になった場合に、保険者が一定額以上の部分について被保険者に対して法定給付として支給するものをいう。

○附加給付

健康保険組合、共済組合などが、規約等に定めることにより、自己の被保険者が負担した医療費一部負担金について法定給付に併せて追加的に給付するものをいう。

この附加給付を定めた規約等の条文には、医療費一部負担金のうち公費で負担される部分がある場合は、その部分は支給対象から除く旨の規定がなされていることが通常であり、一方で福祉医療制度の規定では、附加給付がある場合は現実の給付の有無にかかわらず給付額から控除することとされていることから、双方の給付の優先順位に関してしばしば問題となる部分である。

なお、現物給付方式を実施した場合は、いったん医療費一部負担金を市町村が附加給付支給対象部分も含めて負担することから、保険者は附加給付の支給を停止するのが通常であり、結果的には当該部分が追加的に市町村の負担となる。

●償還払い方式

福祉医療制度における給付方法の基本となるもので、受給者が医療機関等で支払った医療費一部負担金等について、医療機関等が発行する領収書や証明書を添付して市町村に申請し、後日市町村から給付金が支払われる方式。いったんは医療機関等の窓口で医療費一部負担金等の支払いが必要なことや、給付を受けるために市町村への申請が必要となることから、金銭負担や手続き面で改善の要望がなされてきている。

長野県内の一部の市町村では、市町村ごと又は広域単位で地区医師会等の協力を得て医療機関等での市町村への申請書備え付けや、市町村への申請書回送を行うなどの利便性の向上を図っており（これを「申請手続きの簡素化」と呼んでいる。）、これらの市町村又は広域内の医療機関に受診した場合は、申請のために市町村に出向かなくても給付が受けられるようになっている。

●現物給付方式

元々は医療保険制度における保険給付として、金銭（現金）ではなく医療サービス（現物）を給付すること現物給付というが、福祉医療制度においては、受給者が医療機関等で支払うべき医療費一部負担金等のうち、あらかじめ定められた部分については、医療機関等が受給者代わって市町村に対して請求し、市町村が福祉医療費としてこの請求額を医療機関等に直接支払う方式のことを指している。福祉医療制度においてこの給付方法を採用した場合に、受給者は、あたかも医療サービスという現物を給付されたように見えることから一般的にこう呼ばれている。

受給者は医療機関窓口で受給者証を提示するだけで医療費一部負担金の支払いが不要又は軽減されるため、最も利便性がよいとされるが、医療保険制度とは別の地方単独事業による制度であるため、医療保険制度との整合性をはじめ、様々な問題点が指摘されており、特にコスト面からの問題が導入にあたっての大きな障害となっている。→①、②

●窓口無料化

現物給付方式の一形態で、医療費一部負担金の全額を市町村が医療機関に直接支払うことにより、受給者の医療機関等の窓口における支払額を無料とすることを指していると考えられるが、はっきりした定義があるわけではないため、現物給付方式を全て窓口無料化と呼んでいる団体等もある。

●自動給付方式

償還払い方式の発展形といえるもので、償還払いにおける市町村への申請手続きを解消し、後日自動的に市町村から福祉医療費が給付される仕組み。医療費一部負担金の支払いは通常どおり必要であるが、福祉医療費の給付を受けるための市町村への申請手続きは、医療機関等において受給者証を提示すること以外には原則として不要となる。現物給付方式におけるコスト面その他の多くの問題点を解消でき、利便性の向上が期待できる。

○レセプト

医療保険の適用となる医療費のうち、法定されている保険給付分に係る費用については、医療機関等が診療（調剤）報酬として保険者に請求することとされている。この請求書に添付する診療（調剤）報酬明細書のことをレセプトという。レセプトは被保険者1人ずつ1月単位で作成し、医科と歯科の両方ある医療機関はそれぞれ別に作成する。また、旧総合病院については、診療科ごとに作成することも可とされている。

○地方単独事業

地方自治体が行う事業のうち、当該自治体自らの負担において実施する事業のことをいう。

○国民健康保険の国庫負担金減額調整措置

国民健康保険は、市町村が保険者のものと国保組合が保険者のものがある。このうち、市町村が保険者である市町村国民健康保険については、原則として被保険者は医療費一部負担金3割を医療

機関等で支払うこととされており、残りの7割を保険者である市町村が負担している。この市町村負担分のうち、おおむね5割程度が国庫負担金として国が負担し、残りの5割程度を被保険者からの保険税(料)で賄っている。この医療機関での一部負担金支払いを地方単独事業により軽減もしくは免除する措置(福祉医療制度の現物給付方式)がとられている場合、法律の規定どおり医療機関で医療費一部負担金の支払いを行う場合に比較して、医療費自体に波及的な増加影響があるとされており、こうした措置が有る市町村と無い市町村との間の国庫負担金配分上の均衡を図るため、医療費一部負担金の軽減割合により国庫負担金を減額するという措置がとられている。

この措置がとられた場合は、市町村は医療費のうち波及増分とされた部分については国庫負担金の交付対象とならないため、不足部分を一般会計からの繰入金で賄うなど、新たな財政負担が必要となる。

○難病患者

難病患者とは、原因が不明であり、治療方法が未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾患として、特定疾患対策研究事業の対象となる118疾患に罹患した者をいう。この118疾患のうち、診断基準が一応確定し、かつ難治度及び重症度が高い48疾患については、特定疾患治療研究事業として国の公費負担医療制度がとられており、当該疾患の受診に係る医療費一部負担金の全部または一部について軽減措置が講じられている。

○身体障害者手帳

身体に障害のある者が様々な福祉施策を利用するために必要な手帳のこと。障害の程度に応じて1～6級までに区分される。

○療育手帳

知的障害者が一貫した療育・援助など様々な福祉施策を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更正相談所の判定に基づき、障害の程度に応じて、A1(知的障害重度)、A2(知的障害中度で3級以上の身体障害を合併)、B1(知的障害中度でA2以外)、B2(知的障害軽度)の4段階の区分を付して交付される手帳のこと。

○精神障害者保健福祉手帳

知的障害者を除く精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者に対し、様々な福祉的支援策を受けやすくするため、障害の程度に応じて1～3級の区分を付して交付される手帳のこと。

○児童手当

0歳から義務教育就学前までの児童を養育している者のうち、所得制限など一定の支給要件に該当する者に対して支給される。所得制限については、児童手当法本則の所得制限と、この所得制限により手当を受けられない被用者及び公務員に対しての特例給付の所得制限の2通りがあり、いずれも児童を養育する者の扶養親族数により制限額が異なる。

○児童扶養手当

離婚等による母子家庭等、父と生計を同じくしていない18歳到達の年度末まで(心身に一定の障害を有する児童については20歳未満)の児童(父が重度障害を有する児童を含む。)を監護する母又は養育者のうち一定の要件に該当する者に対して支給される。所得制限については、母若しくは養育者又はその配偶者若しくは扶養義務者について、扶養親族等の数によりそれぞれ異なる所得制限額が定められている。

○特別障害者手当

政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に対して支給される。所得制限については、本人又は配偶者及び扶養義務者について、扶養親族等の数によりそれぞれ異なる所得制限額が定められている。